

事務連絡
平成23年2月5日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザウイルス検出事例の発生について
(情報提供)

今般、農林水産省より、別添のとおり、宮崎県児湯郡都農町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（9例目）の確認について

- ・ 2月5日夜、児湯郡都農町の農場で飼養されている鶏について、疑似患畜であることを確認し、1月26日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、防疫措置を開始することにしました。
- ・ 当該農場は、簡易検査陽性の時点で飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

農場所在：児湯郡 都農町 大字 川北

飼養状況：肉用鶏 約 96,000 羽

2. 経緯

- (1) 2月5日昼、宮崎県から、児湯郡都農町の養鶏場より前日の2倍以上の死亡鶏が確認されたとの通報を受け、A型インフルエンザの簡易検査を行ったところ、陽性が確認された旨連絡がありました（平成23年2月5日公表）。
- (2) 2月5日夜、同県の家畜保健衛生所による遺伝子検査の結果、H5 亜型陽性であることが判明しました。死亡鶏の状況等も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、1月26日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

4. 県との的確な連携を図るため、政務3役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査陽性の時点で、飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：伏見、山本（健）
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>